

「尾道地方合同庁舎内における自動販売機(清涼飲料水等)
の設置営業」

提 案 要 領

平成 2 2 年 2 月 1 6 日

第六管区海上保安本部総務部厚生課

尾道海上保安部管理課

提案要領（説明書）

「尾道地方合同庁舎内における自動販売機（清涼飲料水等）の設置営業業務」の受託を希望する企業等は、下記 1 の業務を行うための提案について、本要領に従って企画提案書を作成し提出すること。

記

1 業務概要

(1) 業務名

尾道地方合同庁舎内における自動販売機（清涼飲料水等）の設置営業

(2) 業務内容

尾道地方合同庁舎内に以下の自動販売機を設置し、清涼飲料水等の販売を行う。

清涼飲料水（ペットボトル等）1台・・・1業者

(3) 業務期間

平成 22 年 5 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

ただし、必要に応じ、5 年を超えない範囲内で下記 3 による国有財産の使用許可期間を更新し、業務を行うことができる。

2 設置場所

広島県尾道市古浜町 27 - 13 尾道地方合同庁舎 1 階（エレベーターホール）

別紙 1「自動販売機設置位置図」参照のこと。

3 国有財産の使用許可

業務を行う者は（以下、「乙」という。）は、第六管区海上保安本部長 林 敏博（以下、「甲」という。）に対し、業務に係る国有財産の使用許可を得なければならない。乙は別途所定の書式により申請書を提出するとともに、以下の条件を満たしていなければならない。

イ 業務遂行上必要とされる法令及び規則を遵守できること。

ロ 別添「国有財産使用許可書（例）」に掲げる使用許可条件を遵守できること。

(1) 国有財産使用料

乙は、設置する自動販売機の面積に応じた国有財産使用料を甲に支払う必要がある。

使用料は、年間 3,388 円 / m²とする。支払方法は、甲が別途指示する。

(2) 国有財産の使用許可の取消し又は変更

以下に該当する場合は、使用許可を取消し又は変更することがある。

イ 国が使用財産を使用する必要が生じたとき。

ロ 乙が使用許可条件に違背したとき。

4 営業条件

(1) 法令の遵守等

乙は、業務にあたり、関係法令を遵守すること。また、甲の意見、要望を尊重しなければならない。

(2) 禁止事項

イ 乙は、業務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は請け負わせてはならない。

ロ 乙は、設備の全部又は一部を、第三者に貸与してはならない。

ハ 乙は、提供を受けた施設等を変更し、又は新たに設備をしてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を受けたものについては、その限りではない。

ニ 乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

(3) 営業日、営業時間

24時間、通年営業とするが、関係法令により販売時間等に規則がある場合には、当該法令に従うこと。

(4) 備品及び消耗品

業務に必要な備品及び消耗品については、全て乙にて用意すること。

(5) 設備等の善良な管理義務

乙は、設置した販売機及び設置場所の維持管理について善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

(6) 設置条件

イ 販売機の電源仕様は単相100Vとする。

ロ 自動販売機には(それぞれに)電気メーターを設置すること。

ハ 乙は、甲が定めた自動販売機の設置場所について、異議を申し立てることはできない。

ニ 商品仕入れその他運営に係る商品取引は、一切乙の責任において行う。

ホ 自動販売機に隣接した場所に、販売した商品から発生する全ての廃棄物の回収に必要な容量のゴミ箱を設置し、その処分を行うこと。ゴミ箱の設置は、床の使用面積に応じ使用料を徴収する。

ヘ 商品、廃棄物の搬出入にあたっては、甲と事前に協議をすること。

(7) 費用負担

イ 乙は、国有財産使用料のほか、自動販売機設置及び光熱水料等営業に伴う諸経費の一切を負担する。

ロ 業務に必要な備品、消耗品の購入及びその搬入、撤去費用その他一切の費用は、乙の負担とする。

(8) 衛生管理及び安全管理等

イ 乙は、業務における衛生管理及び安全管理について、関係法令に従い最善の措置を講じるとともにその責任を負うこと。また、甲が改善を命じた場合においてはこれを遵守し、速やかに対応すること。

ロ 乙は、従業員の身元、規律の維持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(9) 損害賠償

イ 乙の責めに帰すべき事由により、国有財産を滅失または毀損したときは、速やかに甲へ報告し、その都度甲の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

ロ 乙は、債務不履行の場合、秘密の保持に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲に損害を与えた場合には、甲に対し一切の損害を賠償しなければならない。

5 応募申込み

(1) 担当部局

〒722-0002 広島県尾道市古浜町27-13

尾道海上保安部管理課

電話0848-22-2108

又は

〒734-8560 広島県広島市南区宇品海岸3 - 10 - 17
第六管区海上保安本部総務部厚生課厚生係
電話 082(251)5111(内線2153)
FAX082(251)5224

(2) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

公募に参加を希望する者は、提案要領(説明書)の交付を受けること。

平成22年3月12日午後5時00分までに、上記(1)に持参にて提出すること。

6 提出書類及び部数

(1) 尾道地方合同庁舎(自動販売機)企画提案書の提出について(様式1)・・・1部

(2) 企画提案書・・・1部

別紙2「企画提案書記載内容」の事項について記載のうえ、A4版の任意の様式により作成すること。

(3) 添付書類・・・各1部

イ 会社等概要(様式2)

ロ 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無(様式3)

ハ 店舗別営業開始日一覧表(様式4)

(以下、法人の場合)

ニ 商業登記簿謄本

ホ 納税証明書(その3の3(法人税、消費税及び地方諸費税))

(以下、個人の場合)

ヘ 身分証明書(市町村発行)

ト 納税証明書(その3の2(法人税、消費税及び地方諸費税))

7 業務を行う最適な者としての特定

提出書類を基に評価を行い、総合評価結果の最高得点者を、業務を行う最適な者として特定(以下、「特定」という。)する。

通知書の送付をもって特定又は非特定を通知する。

8 留意事項

(1) 上記5(2)の提出期限までに同項(1)に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。

(2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。

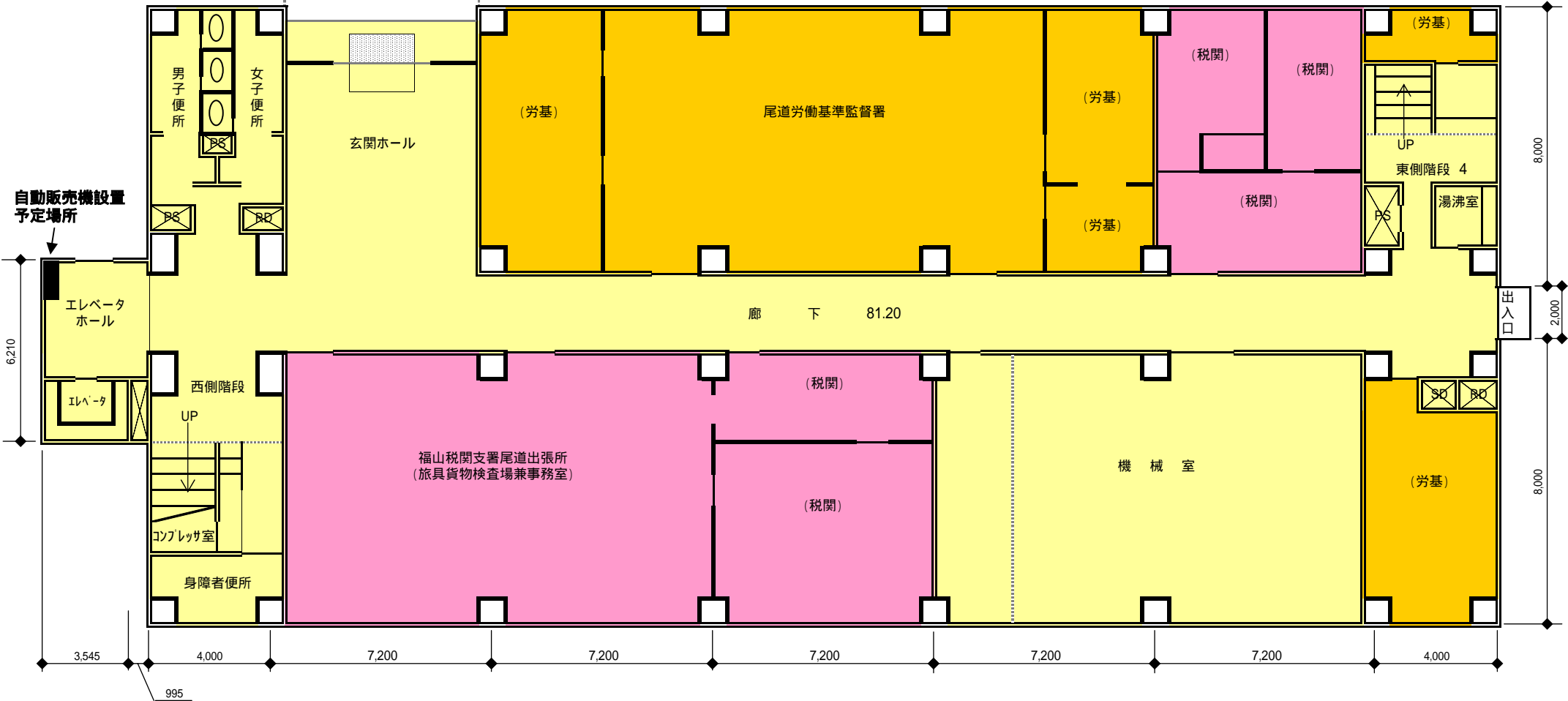
(4) 特定しなかった企画提案書は、原則として返却する。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

- (7) 特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、上記3の国有財産の使用許可手続の完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。
- (8) 本要領に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲乙の間で協議する。

自動販売機設置予定場所



尾道地方合同庁舎 (1階) 平面図

提案書記載要領

次の事項については、提案書のなかに必ず記述してください。

- 1 商品の構成及び価格
販売品目、種類、価格等具体的に明記。
(取扱メーカー名、メーカー数、取扱商品名、商品数等)
- 2 サービスの構成
利用者の利便を図るために予定しているサービス内容についての説明。
特に災害時対応機、電子マネー決済対応機の導入の可否については必ず明記のこと。
- 3 クレーム等への対応
つり銭切れ、品切れ、品目追加変更希望等利用者からのクレーム・要望等があった場合の対処方法についての説明。(該当がない場合は今後発生したと仮定した場合の対処方法。)
- 4 機器故障時の対応
設置場所まで到着時間、及び対処方法についての具体的な説明。
- 5 安全・食品衛生
利用者の安全管理、食品衛生取り組みについての説明。
- 6 省エネルギーへの配慮
機器の設置にあたって省エネルギーに配慮する点、具体的方策についての説明。
また、機器の電力等仕様を添付のこと。
- 7 廃棄物の回収方法等
発生する廃棄物の回収方法及びそれら取り組みに対する工夫等の説明。

上記について、カタログ等で対応できるものについては、添付することで可とする。

様式 1

平成 年 月 日

第 管区海上保安本部総務部長

殿

(申請者)

郵便番号

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

電話番号

企画提案書の提出について

尾道地方合同庁舎内自動販売機（清涼飲料水）の設置営業を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び関係書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

申請印は実印を使用すること。

様式 2

会 社 等 概 要

商号又は名称	
所在地	
創業開始年月日	
資本金等	千円
事業内容	
特色	
主な営業区域	
役員数	
従業員数	正社員 名、準社員 名、パート 名 その他 名

会社概要のパンフレットがあれば添付してください。

様式 3

過去 3 年間の社会的信用失墜行為及び保健所からの指摘の有無

発生年月日	内 容

該当ない場合は、「該当なし」と記入すること。

様式 4

店舗別営業開始日一覧表

主 な 店 舗					
店舗名（官公庁名）		所在市町村	営業開始年月	施設規模	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

主な店舗欄は、10まで記入すること。

官公庁にて営業している場合は、必ず当該官公庁名を明記すること。

施設規模欄には、当該営業店舗における月間利用者数を記入すること。

別 添

国有財産使用許可書（例）

使用者 住所

氏名（代表者）

殿

許可者

部局長氏名

印

平成 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に に対し審査請求をすることができる。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所在

区分

数量

使用部分 別図のとおり

（指定用途）

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第3条 使用を許可する期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。

（使用料及び延滞金）

第4条 使用料は、 円とし、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、定期日までに納入しなければならない。

2 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年 %の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

（使用料の改定）

第5条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

（物件保全義務等）

第6条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第7条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第8条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 国において使用を許可した物件を必要とするとき。

(原状回復)

第9条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、部局長の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第10条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 使用許可の取消が行なわれた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第12条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第13条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

(参考)

予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があつた後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- (6) 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。